

令和 8 年度企業立地補助金事業の効果分析等業務委託仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度企業立地補助金事業の効果分析等業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 業務の目的

本委託業務により、静岡県が県内立地企業等に対して交付している新規産業立地事業費補助金及び地域産業立地事業費補助金（以下「企業立地補助金」という。）について、これまでの交付実績に基づく波及効果を分析し、事業の客観的な評価・検証を行う。

あわせて、国内外の社会情勢や民間企業の投資動向等を踏まえ、投資対効果に見合った補助制度を検討することを目的とする。

4 委託内容

受託者は、委託者と綿密に協議を行いながら、以下の事項について調査、分析及び提案を行うこと。

（1）補助金の効果分析

過去に企業立地補助金の交付を受けた企業等を対象に、データの収集・分析等を行うとともに、県が保有する補助金データを活用し、以下の項目について定量的な波及効果を算出すること。

①企業等にもたらした効果

- ・業績への影響（売上高、生産性の向上等）
- ・雇用効果（新規雇用創出数、給与総額等の増加分等）
- ・取引先等への波及効果

②県・市町にもたらした効果

- ・県及び市町における税収増加額の推計
- ・補助金投入額に対する投資対効果（ROI）の検証
- ・税収増加以外に考えられる効果

③補助金の増大要因

- ・企業立地補助金の事業費が増大している要因の検証

④経済波及効果分析モデル作成

- ・経済波及効果の試算・分析を可能とするシステムの構築

（2）社会情勢の分析

投資対効果に見合った補助制度検討の前提条件として、国内外の環境及び企業の投資環境に関する最新の動向を調査・分析すること。

①国施策・国際情勢の把握

- ・国の経済政策、成長戦略及び重点投資分野の動向把握（地域未来戦略等）
- ・国際情勢（サプライチェーンの再構築、地政学的リスク等）が国内・県内産業に

与える影響の分析

②民間企業の投資動向

- ・国内外の民間企業における設備投資、研究開発投資、拠点設立等の動向把握
- ・県内の民間企業における設備投資、研究開発投資、拠点設立等の動向把握

③他自治体の企業誘致の把握

- ・他自治体（都道府県）の企業誘致施策、補助金制度の調査分析（5団体程度との比較分析）
- ・本県の立地優位性及び課題の抽出

④企業アンケート調査等の実施

- ・過去に企業立地補助金の交付を受けた企業等を対象に、本県の企業立地需要や立地に係る投資判断の要因などに関するアンケート調査の実施及び分析

対 象	数 量
過去 10 年以内に企業立地補助金の交付を受けた企業等	500 社程度発送

※設問については、委託者と協議の上決定すること（20～30 問程度を想定）。

（3）補助制度の検討

上記（1）補助金の効果分析及び（2）社会情勢の分析を踏まえ、本県の産業基盤との親和性、将来的な成長性などを考慮しつつ、投資対効果に見合った補助制度を提案すること。

①補助要件の選定

- ・業種、分野、事業規模、補助対象経費等の違いによる効果の試算及び比較検討

②補助制度の提案

- ・事業費の抑制を前提に、投資対効果に見合った補助制度（複数案）の提案と補助事業に要する事業費の推計

（4）その他

企業立地補助金の制度概要については、以下を参照のこと。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/kigyoricchi/1003414/index.html>
（静岡県公式ホームページ「静岡県 企業立地ガイド 優遇制度」）

5 業務報告・納品

受託者は、以下の成果品を業務期間内に提出すること。また、セキュリティ等の観点から、非公開とするべき部分については、静岡県と協議の上、削除するなどの適切な処置を講ずること。

- （1）中間報告書（概要資料及び全体資料）：各 2 部
- （2）最終報告書（概要資料及び全体資料）：各 2 部
- （3）上記成果品に係る電子データ一式

※中間報告書及び最終報告書については、PDF 形式に加え、公開可能かつ二次利用可能なWORD、EXCEL等データを納品すること。

6 特記事項

- （1）本業務の遂行にあたっては、波及効果の算出や産業政策に関する専門的な知見を有

する者を配置すること。

- (2) 受託者は本事業の主担当を配置し、委託者から要請があった際は直ちに対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務実施にあたっては、委託者の求めに応じて報告を行うこと。
- (4) 本業務の遂行にあたり、静岡県から提供されたデータを厳重に管理するとともに、本業務以外の目的で使用しないこと。
- (5) 本業務の実施により得た成果品の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (6) 業務上の権利処理が必要な場合は、手続き等を受託者が行うこと。
- (7) 業務完了後に、当該成果品について仕様に適合しない欠陥等が発見され、委託者が発見から1年以内に通告した場合には、委託者の指示に従い、受託者の責任において、必要な修正及び補正を無償で行うこと。
- (8) 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。